

留岡幸助と家庭学校の創設

室 田 保 夫

はじめに

- 一 日本における感化事業の歴史と留岡
- 二 三好退蔵との共同計画とその挫折
 - (一) 感化院の設立計画
 - (二) 感化学校設立構想をめぐって
 - (三) 感化学校設立中止の内実
- 三 家庭学校の創設をめぐって
 - (一) 家庭学校の創設の経緯
 - (二) 家庭学校の創設

結びにかえて——留岡夏子の昇天

はじめに

留岡が三年間の米国遊学から帰国し、一八九七（明治三〇）年一月から靈南坂教会の牧師に就任し、九九年五月まで牧会活動の外、種々の活動をしたことについては「靈南坂教会牧師時代の留岡幸助」（『高野山大学論叢』第二八

卷)として論じた。しかしこの期の最重要課題である家庭学校の創設に関しては、その論文では言及をしていない。

留岡は在米中から帰国すれば、日本に感化院を設立する構想を立てていた。勿論渡米の目的の一つがここにあったことを思えば、そのことは当然といってよい。周知のとおり帰国後、留岡は三好退藏や清浦奎吾、山本徳尚らと感化院の創設を共同でやつていく構想をもっていたが、この計画は創設に関するキリスト教主義の標榜是非によって、意見の齟齬を來し、三好が東京養育院の感化部顧問に就任することになり、頓挫することになる。しかし留岡はこの計画が破産してしまった後も、独自に感化院の設立に向けて尽力していくことになる。すなわち自己の理想とする家庭学校の創設である。そして遂に一八九九(明治三二)年一一月二三日、東京巣鴨の地に彼の畢生の事業の第一歩を歩み始めたのである。それは日清戦後、資本主義の形成期、社会問題の顕現を背景にした一九世紀末のことであり、近代都市・東京は新たな生活装置の必要性に駆られていた時のことであった。

ところで從来、家庭学校の設立を論じた論文はかなりある。代表的なものを挙げると土井洋一「家庭学校史研究ノート」(『社会事業史研究』第二号)、滝内大三「留岡幸助の教育観—巣鴨家庭学校の実践を中心にして」(『大阪経大論集』第一四五・一四六号)、村山幸輝「留岡幸助と家庭学校」(『四国学院大学論集』第六三号)、小林仁美「留岡幸助の教育観の形成とその展開」(『奈良女子大学教育学年報』第五号)等である。しかし三好との計画とその頓挫、家庭学校の設立に関するその経緯については、先行研究をみてもまだ詳細な点で不明の部分が残されていると言わざるを得ない。

この論文では、三好との共同計画と中止の内実、家庭学校の創設に関する経緯、そして開校当時の状況等について論じていく。それは彼の警察監獄学校時代の産物であるが、留岡は以後、この学校(施設)を中心にして、感化事業、社会事業、文筆活動の拠点としていく。また日本の社会事業史上、燐然と輝く家庭学校の創設は、極めて重要な意味

をもつてている」とは言ふまでもない。留岡を論じていく時、この家庭学校という施設を度外視しては不可能であり、留岡研究は必然的に家庭学校史の研究の相関の下でこそ可能と言わねばならないだろう。しかしこの論文では家庭学校に関しては創立の内実、経緯を中心としたので、經營の実体、教育方針等の創設後の詳しい展開については後稿に譲ることとする。時期的には一九〇〇年四月の夏子の昇天の頃までを視野に於いて論じていくことにする。

— 日本における感化事業の歴史と留岡

そもそも非行少年や少年犯罪者を感化し教育するという考え方は、明治維新以降、西洋の近代的な行刑論とともに移入されたものである。もちろん江戸時代、石門心学や松平定信の石川島人足寄場等でそれの小規模なものはあるけれども、近代的な法理論体系としては存在しなかつた。いま明治維新以降の行刑制度と感化の法体系の変遷を瞥見すると以下のようになる⁽¹⁾。

一八七二（明治五）年の「監獄則」（太政官達三七八号）には「懲治監」の設置が規定されたが、それには一〇歳以下の犯罪少年と非行少年とを同じ懲治監に収容していくという方針がとられた。一八八一（明治一四）年の「改正監獄則」（太政官達八一号）では「懲治場」は「懲治人ヲ懲治スル所トス」と規定された。年齢は八歳から二〇歳までとなっている。また懲治人を教育していく規定が設けられた。一八八九（明治二二）年の改正「監獄則」では懲治人は八歳から一六歳未満、一七歳から二〇歳未満まで、そして二〇歳以上と区別されている。そして監獄の種類は、集治監、仮留監、地方監獄、拘置監、留置場及び懲治場とされた。一八九九（明治三一）年にも「監獄則」「監獄施行細則」の改正が行なわれた。当時、「懲治場」を監獄内に設置し、不良少年や不論罪にかかる幼年及び懲治人

を収容したが、懲治場が監獄内に存在していることに対する批判が出され、監獄改良の一環として感化事業の必要性が次第に叫ばれるようになって行った。そして一九〇〇（明治三三）年三月に感化法が制定されたのである。

かかる背景の中で明治初期、西欧感化院の実状は司法卿大木喬任の時、「万国州獄公会事務録」として万国監獄会議の議事録が翻訳され、そこで少年矯正、感化の世界的な水準が紹介されたりした。日本の監獄改良に対して重要な提言をしたのは、宣教医・ベリーである。ベリーは一八七六（明治九）年、内務卿・大久保利通に「獄舎報告書」を提出し、日本の行刑制度に対する批判と提言を為した。犯罪者の「分科ノ方法」がない時「罪悪ノ学校」となることと批判するよう、この中には感化事業を通じる視点が含まれていたのである。⁽²⁾ちなみにこの年、米国ではニューヨーク州に青少年監獄の典型となり、留岡にも影響を与えたエルマイラ感化監獄が設立されている。

次に明治一〇年代の日本の感化事業史上、重要な人物として小崎弘道と坂部寛らについて見ておくことにしよう。

小崎弘道は一八八〇（明治一三）年、『六合雑誌』に「懲矯院ヲ設ケサル可ラサルノ議⁽³⁾」を発表し、感化事業の必要性を説いた。小崎は熊本バンドの一人で、新島^亡き後、同志社の社長として教育事業にも携わることになるが、それとともに明治キリスト教界の指導者の一人でもある。かれは『政教新論』を著し、儒教思想に対して反撃を加え、キリスト教の正当性を主張し、東京靈南坂教会をも牧した。小崎は通常キリスト教界の重鎮として評価されてはいるが、社会事業史の上でも貢献していることを看過することができない。さて小崎は上述の論文のなかで「懲治監ナル者アリテ、孜々之レガ化育ヲ謀レドモ、犯罪人ヨコニ老賊宿囚ト雜居スルヲ以テ常ニ其惡習ニ感染シテ、卒ニ反正ノ機ヲ得ルナシ」と懲治監制度を批判し、「故ニ今之レヲ救濟セント欲セバ、即チ宣シク教法ヲ弘布シテ以テ人民ヲ教化スルニ在ルベシト雖ドモ、若シ急カニ之レガ救濟ヲ謀ラント欲セハ、即チ唯タ懲矯院ヲ設起スルノ一事アルノミ矣」と懲矯院（感化院）の必要性を説いたのである。またドイツのウイッヘルン（ラウヘスハウス）やフランスのメットレ

イ、或いは「家族制度」についても紹介しているのは、注目すべきことといえるだろう。そして「近頃幸ニ友人坂部寛君有志者ト相謀リテ府下ニに懲矯院ヲ設立スルコトアラントス我輩府下ノ諸有志其美擧ヲ賛成シ惡少年ヲシテ善良ノ方ニ導キ以テ永ク社会ノ毒因ヲ芟滅スルニ助力アランコトヲ祈ル」と結語している。ここでの坂部との計画とは「懲矯院設立委員会」や加藤九郎との具体的な活動を指している。

一八八一（明治一四）年五月頃、「懲矯院設立委員会⁽⁴⁾」が築地訓盲院内に設置され、その委員には小崎の外、中村正直、津田仙、大内青巒、高津柏樹、坂部寛らが就いた。そして一八八一年九月、坂部寛と加藤九郎は感化院設立についての願書を東京府に提出した。⁽⁵⁾ その冒頭には「私共近來惡少年ノ多ラ憂ヘ有志者共同ノ資力ヲ以テ當府下ニ感化院ト称スル場屋ヲ設ケ其少年ヲ矯正シ官府ノ教督ヲ贊助仕度候處頃ニ同志ヲ得別冊報告案ヲ作リ御府ノ允准ヲ經以テ世間ノ慈善者報道セントス」云々と記されており、その場所は本所林町三丁目三五番地となつてゐる。小崎は当時、西洋の感化院の調査をし、坂部に対してその結果を報告した模様である。この計画は、結果的には実現しなかつた。というのは小崎は牧会活動に奔走せざるを得ない状況であつたし、坂部も兵庫仮留監の典獄として転任したこと等に由つてゐる。しかしこの時代にかかる運動が存したことは注目しなければならないであろう。

一八八三（明治一六）年七月三〇日、外務卿井上馨から内務卿山田義顯に対して、米國ニューヨーク州監獄協会会員のピートルズの監獄參觀の許可書が送付された。また明治二〇年代には、監獄改良運動と連動して厚生保護や感化事業が展開されることになる。一八八八（明治二一）年には宇川盛三郎、佐野尚らによつてフランスの監獄協会にならつて「大日本監獄協会」が誕生した。その中心的メンバーは佐野尚、宇川盛三郎、神谷彦三郎らであつて、佐野尚は中江兆民の弟子であつたように、フランスの監獄協会の影響を多く受けてゐる。かかる動きの中で感化事業も監獄改良の一環として議論の対象となつていつた。⁽⁶⁾ また留岡の当時のライバルでもあり畏友でもあつた小河滋次郎も監獄

学の研鑽にとどまらず、犯罪学、感化事業にも次第に視点を移していくことになる。

次にこの時期重要なことは、民間の感化院設立運動が展開し、実際に感化院が創設されていくことである。一八八四（明治一七）年、池上雪枝の神道祈禱所（大阪）、翌年の高瀬真卿による私立予備感化院（後の東京感化院）、更に千葉感化院（後の成田山感化院）、岡山感化院（一八八八年）、京都感化保護院（一八八九年）等が相次いで設立されるのである。⁽⁸⁾ しかしこれら感化院に対しても未だ明確な理論体系、近代的処遇、思想が存在していたわけではない。例えは当時の代表的な感化院とされる東京感化院の創立者・高瀬は開設当時を次のように語っている。「私が警視庁の監獄の教誨を委任せられて居った時に監獄に入つて居つた幼年の方が放免になつて自宅にやつて参つて余儀なく一人一人置いたのが夫れが感化院の生まれた時でございます、夫れより致して五六名に相なりました時、前の感化局長石井邦猷君にお話した所が夫れが即ち感化院と云ふものである、欧羅巴には之が盛に行はれて何れの国に参つても此事業のない国はない、罪悪を未発に予防する即ち罪囚を予防するに緊要のことであるから夫れを以て感化院にしたらばどうだと云ふお話をあつた、其時に私は始めて感化院なるものを承知したのであります」⁽⁹⁾。と、高瀬は一八九六年一〇月六日、創立一周年を記念して東京感化院と改称した。

しかしこれらは留岡や三好の理想とする感化院構想とは違つたものであった。換言すれば、留岡の満足するものが日本に存在すれば三好との共同計画や家庭学校の創設を企図する必要がなかつたと換言してもよからう。例えは日本最初の感化院と評される池上のものは、その精神に神道があり、一八八八年頃にはもう「閉鎖の同様の状態」となり、彼女も九一年五月に亡くなつてゐる。また高瀬の感化院はフランスのメットラー農業監獄を模倣したとはいゝ、その経営、処遇の実体、家族制度において十分に近代的な感化院とは程遠いものであつた。

ここで米国遊学から帰国した時期までの留岡幸助の感化事業への取り組みについて整理し、次章での留岡と三好と

の計画の背景を確認しておきたい。留岡の感化事業への発心は北海道空知集治監の教誨師時代にあるといえるだろう。すなわち多くの犯罪者と直接面談し、犯罪の根底には少年期の教育や家庭の問題が起因しているという認識、また犯罪者は教育によつて更生できうるという信念である。その実地体験とワインズの書物からの影響によつて監獄改良事業の目的の一つは感化事業への視点へと変わつていった。そして米国に渡り、当地の監獄視察、とりわけ親炙するブロックウエーのいるエルマイラ感化監獄での体験でそれを確信し、米国の州立感化院をも視察し、監獄改良にとどまらず、日本にも少年非行、犯罪を矯正する施設、「感化院」を創設する大望をもつて帰国したのである。⁽¹⁾米国で見聞した確信の一つを「余が北米を漫遊したる当時其目撃親炙したる感化院は、總て監獄と之を別ちて山上の風光佳絶の地湖畔の幽静なる所、或は波濤去来する海浜に建てゝ其天然の大感化を待たざるはなく、我邦と比して幾ど雲泥の差あり」と評している。帰国後留岡は監獄改良や感化事業の重要性を説いていく。そして一八九七年一月、『感化事業之發達』を上梓し、感化事業の重要性、感化院の必要性を訴えたのである。⁽¹³⁾該書中、日本の犯罪及び少年犯罪の状況について、一八八二（明治十五）年から一八九三（明治二十六）年に至る全国の懲治場に入つてゐる総人員の統計を、また同年から一八九四（明治二十七）年迄の犯罪総人数を掲載している。更にその期間における一〇歳未満の犯罪者合計は表1の様になつてゐる。

ここには留岡も指摘しているように、一八八二年から九四年の間に即ち九〇一六人から二七六七〇人と三倍強に増加している状況があつた。かかる危機意識が歐米に倣つての矯正院、感化院の早急なる設置という課題となり、「全然懲治場を監獄より分かちて特別のものを建設」しない限り、犯罪の減少に繋がつてこないと考えてゐる。⁽¹⁴⁾そしてそれにはとりわけ日清戦後の資本主義の発展と相關した犯罪、非行少年の増加という社会状況が背後にあつたことも重要な要件である。そのためには留岡の意図した、すなわち「教育」「勤労」「体育」「宗教教育」等を柱にした新し

表 1

年次	12歳未満		12歳以上16歳未満		16歳以上20歳未満		合計
	重罪	軽罪	重罪	軽罪	重罪	軽罪	
1882年	4	224	28	2,089	149	6,522	9,016
1883年	2	246	37	2,688	324	9,152	12,449
1884年	16	364	39	2,614	303	8,725	12,061
1885年	16	495	60	3,499	359	10,119	14,548
1886年	15	444	68	3,688	395	9,409	14,019
1887年	22	457	81	3,609	357	8,439	12,965
1888年	21	355	77	3,198	261	7,526	11,438
1889年	20	454	79	3,661	210	8,477	12,901
1890年	18	684	102	6,044	312	12,803	19,963
1891年	18	717	134	6,890	340	14,833	22,932
1892年	25	876	108	7,183	316	16,738	25,246
1893年	17	836	136	7,223	353	17,885	26,450
1894年	26	934	111	7,563	306	18,730	27,670
合計	220	7,086	1,060	59,949	3,985	149,358	221,658

『感化事業之発達』（1897年、警醒社書店）133～134頁

い感化院が是非とも必要であったのである。

留岡は一八九七（明治三〇）年一月、「感化院設立の急務」^{〔15〕}という論文を『監獄雑誌』に発表している。その中で「少年者の犯罪を為すに至る、素より彼等に良家庭なく、良教育なきを以てなり、彼等を導く慈母あり良教師あらん乎、彼等は何を苦しんでか悪少年とならんや、少年の犯罪を為す其因多くは茲に埋没せんばあらず、然るを犯罪したる少年を捕へて此を悪漢化し、難き罪囚の群たる監獄に繋ぐは、我国刑法的一大汚点なりとす」と、あるいは「監獄に罪囚の繋留さるゝ恰も伝染病者の避病院に於けるが如し」として、懲治場制度に対する批判をなす。「感化事業の百日は、監獄事業の一貫目に勝る」という諺を挙げ感化事業の必要性を訴えている。留岡には懲治場の歪流ではなく、真に近代的な施設としての、「家庭」的かつ「教育」を重視した施設を造ろうとする魂魄があった。そして何よりもそれはキリスト教とい

うのを中心にして運営されるべきものであったのである。かかる中で前大審院院長であった三好退蔵によつて感化院の計画が、次章でみるような帰国後は留岡と共同してなされていくことになる。

留岡幸助と家庭学校の創設

- (1) 日本の少年矯正、感化院の歴史としては、内務省社会局編『感化事業回顧三十年』(一九三〇、内務省社会局)、重松一義『少年懲戒教育史』(一九七六、第一法規出版)、守屋克彦『少年の非行と教育』(一九七七、勁草書房)、矯正協会編『少年矯正の近代的展開』(一九八四、矯正協会)等を主に参照した。
- (2) 大久保利武編『日本に於けるベリー翁』(一九二九、東京保護会) 参照。
- (3) 『六合雑誌』第三号(一八八〇年一二月一日)、ちなみに生江孝之の論文「我国に於ける感化院の起源及び『感化』の語源に就て」『社会事業』(一九二七年七月)によれば、「感化」という語源は中国の古い漢籍により見られるものであり、意味も同様に使われているということである。しかし日本で最初に誰によって使用されたかについては、明確ではなく、恐らく一八八一年五月頃、懲矯院が感化院に改名されたのが一等早いものと思われる。
- (4) 「懲矯院設立委員会」については、吉田久一『日本近代仏教社会史研究』(一九六四、吉川弘文館)等参照。筆者も「社会事業史における『七一雑報』『密教文化』第一八〇号で若干述べたことがある。
- (5) 坂部寛は一八二八(文政一一)年七月一日、京都府の龜岡にて生まれている。一八四九年、江戸に遊学し、七一年に東京府少属となる。七七年に正七位に叙せられ、七九年には内務省に転じ、監獄局事務取扱いとなり、この頃、小崎弘道、加藤九郎らと感化院設立運動を展開する。そして八四年兵庫仮留監の典獄となつた。この大阪時代、坂部は池上の事業を助けたり、原胤昭を教師として採用し、北海道への発配を待つ囚人の教化に貢献をした。坂部は当初、ギリシャ正教徒であったが、八一年頃にプロテスタントとなり小崎牧する靈南坂教会の会員となつてゐる。そして一九〇〇(明治三三)年三月二十三日、東京西大久保で死去した。ちなみに原胤昭は『東京毎週新説』の第八六八号と第八六九号に「監獄改良、感化事業の先覚故坂部是君」という追悼文を發表し「坂部君は同朋人中に在て監獄制度の改良に不良少年感化院の設立に最も早くより注目し実行せられたる人」と述べてゐる。
- (6) 『朝野新聞』第三三九六号(一八八一年九月一日)。ちなみに加藤九郎については、加藤の旧友・原胤昭が「ペトリック・ヘンリー・加藤九郎君」として『新旧時代』(一九二六年八月)に、また『明治文化研究』(一九二七年六月)にも「風采新聞記者加藤九郎」「明治文化研究」

(一九二七年四月) という文章を書いている。

(7) 明治二〇年代の『監獄協会雑誌』には監獄改良の記事のみならず、感化事業についての記事も多く掲載され、西洋の感化事業の現状が紹介されている。

(8) 矯正協会編『少年矯正の近代的展開』(一九八四、矯正協会) 参照。

(9) 「更生保護史の人びと」(一九七七) 一六六一—一六七頁。

(10) 五味百合子編『続社会事業に生きた女性たち』(一九八〇、ドメス出版) 一七頁。池上雪枝と池上感化院については大阪府立修徳学院『池上雪枝小伝』(一九三九) 等参照。

(11) 米国での感化監獄の視察については、拙稿「米国遊学時代の留岡幸助」『高野山大学論叢』第一七巻を参看されたい。なお米国感化院の視察については同志社大学人文科学研究所での小林仁美氏の研究報告(一九九二年一月一〇日の研究報告「留岡幸助のアメリカでの感化教育研究」)があり、そこで留岡のウェストボローのライマントスクールでの視察の重要性を指摘され、教示を得た。

(12) 同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第一巻(一九七八、同朋舎) 一六七頁。

(13) 『感化事業之発達』については、拙論「靈南坂教会牧師時代の留岡幸助」『高野山大学論叢』第一八巻を参看されたい。

(14) 『感化事業之発達』(一八九七、警醒社書店) 一三四頁。

(15) 同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第一巻(一九七八、同朋舎) 一七一一—一七三頁。

二 三好退藏との共同計画とその挫折

(1) 感化院の設立計画

留岡が帰国した当時、板垣退助が内務大臣で内地難居を控え、板垣は監獄改良にも積極的に取り組んでいた。留岡は河野広中を通して板垣と監獄改良等につき会談する機会を得ていた。かかる時、元大審院長・三好退藏は感化院設立に情熱を傾けていたのである。当時の状況を留岡は「それは永い間〔三好氏か〕判事をしてゐて其の間に無罪の者

に死刑を執行したので、今尚寝ざめが悪い。其の罪滅ぼしの積りで、可憐な少年達を感化したいとの事であつた。之と同時に同氏はクリスチヤンたりしが故に、ヒューマニチーの点からも、かかる少年や青年を教育して見たいと云ふ氣になられたのである。此の計画には清浦伯が顧問となり、三好氏は弁護士となりて資金の造成に当り、私は内部の仕事に打ちかかることにして、屢々山城町の清浦伯邸や、或はまた富士見軒等で食を共にして、今後は三人共同してこの事業を完成せんことに務めたのであるが、不幸にして、此の事業は遂に不成立に終つたことは如何にも残念であった」と回顧している。従来からよく引用されるこの留岡の回想は「不幸にして、此の事業は遂に不成立に終つた」と述懐されているが、しかしこの内実は如何なるものであつたか、筆者は従来よりいくつかの疑問を払拭できずいた。ここで先ずこの回顧の文章を手がかりにして、当時の資料に即しながらその事実経過を探求していきたい。さしあたつて三好退蔵についてみておくことにしよう。

三好退蔵（一八四五—一九〇八）は一八四五年五月一二日、宮崎県高鍋村筏の田村極人質勝の三男として生まれ、三好家を継ぐことになる⁽²⁾。明倫堂で学び、一二歳で江戸に行き、安井息軒に就いて学んでいる。一八六九年、明治政府に出仕し七三年五月司法省に入った。一八八二年伊藤博文の憲法調査団に随行し、ドイツでキリスト教に触れ、普及福音新教伝道会のリッター・K・Hから洗礼を受けた⁽³⁾。八五年帰国、ショーピンナーが来日すると、自宅でその講義を行ない、和田垣謙三、岡部長纏らと小崎弘道を担ぎだし、日本組合教会の設立に尽力した。司法次官、検事総長、大審院院長等を歴任する。しかし退官後は弁護士となり弁護士会会长を務めた。ここで注目されるのは、三好はキリスト者としてあるということ、ドイツ行きにもあるように開明的であること、また小崎弘道と知己であるということ等である。既述したように小崎は一八八〇（明治一三）年、『六合雑誌』に「懲矯院ヲ設ケザル可ラザルノ議」を発表しており、かつ親しいキリスト者として小崎や坂部等からも感化事業について少なからず影響を受けて

いたと思われる。三好は留岡の『感化事業之発達』の「序」で

明治二十年之夏余ハ當時之職務ヲ以テ各地之裁判所ヲ巡視シ到ル處監獄ニ臨ミ幼年囚ノ処遇及懲治場ノ不完全ナルコトヲ感シ其制度ノ改良ヲ企望シタリ爾來意ヲ幼年犯罪者ノ増減ニ注ギ少年感化事業ノ必要ヲ感ズルコト既ニ久シ然レトモ余ハ未其方法ヲ詳カニセザルヲ以テ遺憾ト為セリ留岡幸助君夙ニ監獄改良ノ志ヲ懷キ北海道集治監ノ教誨師トナリ親ク囚徒ヲ提誨スルコト數年其後米國ニ遊ビ學術ニ實際ニ研鑽具ニ至リ益々監獄改良ノ必要ヲ感ズルト同時ニ悪少年感化事業ノ最重スペキコトヲ悟リ帰朝ノ後余ニ告ルニ其所感ヲ以テセリ余大ニ意見ヲ投合スルヲ喜ビ君ト与ニ謀ル所アリ

と記している。⁽⁴⁾さらに別の資料でも「氏が感化院の事を思ひ立たれしは、法部在任中のことにて明治廿一年頃よりなり」とあり、そして「三好氏は此目的を以て明治廿七年頃已に之を發表する覚悟なりしが、日清戦争の為に妨げられ」ともある。このように彼は、明治二〇年来、早くから監獄改良と感化事業に関心をもつっていたのである。大審院検事総長でありながら斯かる問題に関心を寄せるこの背景には三好の略歴にも記したように、キリスト教の影響が大きく影を落としていると言わねばならない。

三好の「余が奉教上の閱歴」⁽⁵⁾という論稿によれば、彼が「奉教上の師」と仰ぐのは小崎であり、ドイツより帰国して小崎から直接聖書の講義を聞いたことによつて信仰が深まつたと述懐している。また「未信者なりし退蔵と信者たる退蔵とは、思想、品性共に正反対のものとなりしは明かなる事実なり」とし、「凡て人間に対する思想を殆んど一変せしめたり」と、即ち改心することによつて「人間に對する価値」を知つたと感謝している。そして三好は「固と人間は平等なるものにて、天の生みし以上は高下貴賤の差別あるべき筈なし。その階級の相違を定めたるは蓋し國家の幸福安寧を維持せんが為にして、只各自の職分を異にせる迄なり。是れ法律上権利と義務の生する所以にして、人として職分を尽さざる者は権利ある事なく、其義務を尽す点に於ては凡て平等なり、人権自由の理又此に生ず、人類は神の子たるは明なる事なり、故に臣なり妻なりと雖、之を束縛するは取りも直さず天に對する罪人なり」と自己の

思念を披瀝し、更に弁護士として就いている当時の心境につき次のように論じている。「余近來民間に在つて、弁護士の業に従事す。曾て上に立て人民を裁判せる時に於ては、今日親しく獄中の囚人に接して其状態を察し、犯罪の由來を質し、以て法庭に出で判官の前に弁護するに當り、尚ほ有罪との判定を下さるゝ時の感慨を知る能はざりしなり、今にして一層人間の価値を知る事深く且つ切なり」と感慨を吐露している。三好の感化事業に対する発心や、爾後弁護士として送った背景もかかるキリスト教信仰に依拠したことであつたろう。

ところで留岡は三好と米国遊學時以前から面識があつた。日記によれば一八九四（明治二七）年五月六日の段、即ち留岡が番町教会の説教をした時、聴衆に三好がいて、その会の後「三好退蔵氏ヲ其邸ニ訪ヒ、種々監獄上ノ問題ヲ話ス。氏モ大審院長ナルヲ以テ、東京ニ惡少年ノ多キガ為、之ヲ矯正スル道ヲ立テ度、數氏ト謀リ、目下頻リニ其道ヲ講究セリト云ハレタリ」と記されている。米国に渡つたその年の六月一一日の段には三好や清浦奎吾に書簡を出したことも記されており、遊学中も二人は書簡を交換していたことが窺える。山本徳尚も當時を「三好氏はこの以前から留岡君の人物に着眼し書信を以て、米国へ向けいろいろと相談があつたものと見え、留岡君も帰朝後は三好さんと協同してやるといふやうな諒解を持つてゐたらしかつた」と回顧している。周知のとおり留岡は二年間、米国で感化事業の実地研鑽を積み帰國することになる。

帰国した九六年五月八日の日記には「午後大審院に三好退蔵氏、司法省に清浦君を訪問、後日を約して分る」とあり、留岡は帰国後すぐ、三好、山本、清浦奎吾を訪問し、感化院設立に向つて行動を開始している。『留岡幸助日記』には一八九六（明治二九）年八月二三日の段に、三好、清浦と富士見軒で会い、感化院、出獄人保護会の相談をしたことが記されている。そして実業家、発起人、贊助員、同情会員の具体的な氏名が記されている。⁽¹⁰⁾ 同年一一月二一〇日の『基督教新聞』は三好とその計画につき次のように報じてゐる。⁽¹¹⁾

前大審院長三好退藏氏は何人も知る如く番町教会の柱石にして東京青年会の会長なるが過般大審院長を辞せられたれば少しく閑暇を得られしを幸ひに兼ねて考案中なりし出獄者感化の為め感化院を設立せんと目下監獄改良に熱心なる留岡幸助氏と計画中なりと云ふ而して在朝者中の有力者も亦た此の事に同感の人ありと云へば愈々感化院設立の曉には幾多の出獄者を感化して善良なる國民を得ることなるべく個人の事業としても國家の体面よりしても誠に称賛すべき企図と云ふへし教会に在りては公廉清節人に畏敬せらる而して野に在れば天下の齊しく唾棄せんとする出獄人の感化を以て任せんとす神を信じ主キリストの恵に味ふこと深きに非ずんば安んぞ此に至るを得ん吾等は君が感化院の成らん日を待つ者なり

また次号では「三好退藏氏は愈々留岡幸助氏と共に感化院を設立せる由にて近日府下の有力なる基督信徒の有志者を招き其の旨意を説明し其の賛成同情を求めるべし」と具体的に動きだしつつある状況を伝えており、さらによ同年一二月一八日の日記には三好宅で、二人は「感化学校概則」まで作成し、感化院に対する具体的な組織構想を練つてゐるのが窺い知れる。それによれば感化院の名称は「東京感化学校」となつておあり、第四条には「生徒教育ノ方法ハ実業教育、宗教、及体育トス。但シ宗教ハキリスト教ニ拠ルモノトス」とある。この段階では二人は完全に歩調をあわせてゐるのである。

一八九七年一月八日発行の『基督教新聞』の「社説」には留岡の筆になる「感化院設立の急務」が掲載されている。⁽¹⁴⁾ 同号の「感化院設立の發表」⁽¹⁵⁾という記事には、前年一二月二一日午後五時富士見軒に於て三好退藏が市内我党有志家を招いて感化院に関する談話をしたことが報じられている。その談話とは「今晚茲に來会せられし諸君は皆青年会に關係ある方々にしてこの事に関しては諸君の外にも尚御來会を請ふて御協議致したけれども青年会役員として余と関係ある人々は諸君なれば特に諸君の御來会を請ひたる所以なり、新年早々未丁年犯罪者を改良する学校を設立する」とにつきては是非諸君の御賛助を仰ぎ受く其故多忙なる年末にも係らず特に御來会を煩はせし次第」とし、次のようない内容である。

余は数年前より感化学校設置を感じしなれども此が主任者を得ること難かりしを以て今日まで躊躇せしなり、然る所本年留岡君米國より帰朝せられたるを以て圖るに此事を以てせり、同君の意見と余が意見投合したるを以て爾來余は氏と此事を計管しつゝあり、而して其発表今日まで遲延せしは其主義につき大に迷へり、然るに大に決する所ありそが主義は是非キリスト教に拠り何処々々までも此を押立てゝ行きたく思ふなり、……略……尚此事につき審ることは余及留岡君は御質問に答へば御遠慮なく御尋ねあらんことを希望す、

ちなみにこの会に出席した人とは、小崎弘道、巖本善治、井深梶之助、渡瀬寅一郎、綱島佳吉、植村正久、横井時雄、伊藤為吉、世良田良、早乙女豊秋、平岩恒保、小方仙之助、福岡子爵、高田畊安、松村介石、留岡幸助、龍居頼三であり、招待を受けながら欠席したのは、和田垣謙三、清水友輔、本多庸一、岡見清致、高野重三、丹羽清次郎、藤田文三、大熊氏広、島田三郎、鈴木真一、江原素六、安藤太郎といった人々である。まさにキリスト教界を中心とした名士が参集したことになり、三好は堂々とキリスト教主義を表明した。

一方この件に関する『福音新報』⁽¹⁵⁾の報道では、この事業は国家の事業でなければならないが「日下の形勢にては必ず政府をして之を設立せしむるの見込みなきが故に、先ず純然たる基督教主義に基づき、民間有志者の事業として之を設立し、終に国会の賛助を得て、国家的事業たらしむべし」と報じられている。三好の構想としても当初、その主義において「キリスト教」であり、意図は公的な物を希求していたことが窺える。後述するが、問題は設立資金の調達に關わるキリスト教主義の世間への標榜であつたろう。

(1) 感化学校設立構想をめぐって

一八九七（明治三〇）年三月一九日の『基督教新聞』は「感化学校創立之趣意書を読む」⁽¹⁶⁾という社説である。「前大審院長正三位三好退蔵氏深く少年犯罪者の状態に關して感ずる處茲に年あり今や奮然躬ら感化院創立の業に任じ盛

代の一大欠点を補はんと欲せらる、豈に世間幾多の功を念ひ事を求めて勿々計画するの徒と同日に語るべけんや、想ふに其心事を尋求すれば必ずや深く平素の信仰に基き来るものあるを見ん、其の愛國の主誠素より是が動機たるに相違なかるべきも、亦た是れ人類相愛の精神より出づるものに外ならずと云ふも過言にはあらじ留岡幸助氏亦た三好氏と志を同ふし而して囚徒教誨の事に於て数年の実験に富めるの士なり、吾人は其の業の成る日に於て世人は必ず東洋の天地亦た其のハワードピーボディーを有することを知るに至らんを疑はず、嗚呼感化学校の創立の必要を説くこと奚ぞ三好氏が発布されたる趣意書のよく其の旨を尽すに勝るを得んや」と述べ、該趣意書を紹介している。一方、同紙に掲載された「感化学校創立之趣意」⁽¹⁸⁾は以下のとおりである。趣意書に関しては紙誌により若干の差異があるので、ここではこの趣意書が早く発表されたものとして、かつ留岡や三好の所属していた組合教会の機関誌『基督教新聞』のものを資料紹介の意味を含め掲載しておくことにする（圈点は除いた）。

夫レ人誰カ其子ヲ愛セサラン誰カ其子ノ健全発育身ヲ立テ家ヲ成スヲ願ハサラン又誰カ其子ノ富貴榮達名ヲ揚ケ功ヲ顯ハスヲ望
マサラン

世ニ不幸薄命ナルモノアリ或ハ夫ニ後レ或ハ妻ニ先タレ或ハ病魔ノ為メニ襲ハレ窮鬼ノ為メニ駆ラレ苦心焦慮策尽キ術窮マリ最愛ノ子ヲ道路ニ委棄シテ生ヲ万ニ期スルモノアリ或ハ我ガ躬スラ閑レラレス自ラ縊レ其子ノ安危存亡ヲ顧ミルニ違アラサルモノアリ生キテ饑寒ヲ免カル、能ハス死シテ地下ニ瞑スルヲ得ス嗚呼此レ天耶命耶抑亦人為ニ由ル耶今其何ノ故ナルヲ問ハス苟モ身ヲ其父母ノ地ニ置テ之ヲ思ハハ吾人相愛ノ情豈ニ一掬ノ涙ナカラニヤ

是等ノ子ハ家庭団欒ノ樂ヲ知ル能ハス父母慈愛ノ恩ヲ受ルヲ得ス内已ニ教育スルモノナク外又提誨スルモノナク多クハ街上ニ彷徨シ橋下ニ匍匐シ食ヲ乞ヒ錢ヲ求メ不良ノ習慣ニ浸染シテ自ラ知ラス加フルニ悪漢無賴ノ徒之ヲ誘惑スルアリ良心日ニ消磨シ耶智日ニ慈長シ狗盜鼠窃至ラサル所ナク遂ニ法網ニ罹リ刑人トナルニ至ル此レ其為ス所甚タ憎ムヘキカ如シト雖トモ概不境遇ノ然ラシムル所ニシテ其情状実ニ憤然ニ堪ヘス吾人我カ子ヲ愛育シテ其健全発達ヲ望ムノ情ヲ推シテ之ヲ思ヘハ神手傍観ニ忍ヒサルモノアリ余嘗テ窃ニ救済ノ志ヲ抱キ未丁年犯罪者ノ増減ニ注目シ明治十五年ヨリ二十七年ニ至ル十三年間未丁年者ノ犯罪人員ヲ挙レハ年々ノ統計左ノ如シ……中略……

抑モ不良少年ノ国内ニ増加スルハ猶疫病ノ社会ニ蔓延スルカコトシ感化教育ノ必要ナルハ予防衛生ノ急務ナルニ同シ若シ之ヲ自然ニ放任シテ顧ミサルトキハ大ニ國ノ健康ヲ傷ルノミナラス監獄ノ費用之レカ為メニ増加シ國家ノ經濟之レカ為メニ非常ノ損害ヲ被ムルモノアリ又其罪惡ノ隠伏スル所凝テハ則社會党トナリ激シテハ則破壞党トナリ時ニ或ハ國民ノ財産權利ヲ蹂躪スルノミナラス國家ノ安寧ヲ破リ社會ノ秩序ヲ壞乱スルニ至ル其危險啻ニ疫病ノミナラサルナリ然レバ則不良少年ヲ犯罪ヲ予防スルハ実ニ國家ノ責任社会ノ義務ナリト云フモ誣言ニアラサルヘシ
今ヤ歐米各國ノ学者實務家競テ感化事業ノ必要ヲ説キ監獄ノ改良ヲ全國スルハ遙チ不良少年ヲ教育スルニ如カスト為シ官立ニ民設ニ到ル処嚴々感化ノ發達ヲ見ルモノハ職トシテ此レニ之レ由ル此レ余カ大声疾呼シテ世ノ仁人君子ニ訴ヘ其賛成ニ依テ感化学校ヲ創立シ不良少年ノ犯罪ヲ予防セント欲スル所以ナリ……中略……

そして「其学務ニ付テハ學術ニ實際ニ多年ノ研究ヲ積ミタル留岡幸助氏ヲ以テ主任」として就任することを発表し、以下のように続けている。

本校創立維持ノ経費ニ至テハ余ノ微力固ヨリ之ヲ弁スルニ足ラス然レトモ苟モ志アリ復タ自ラ已ムコト能ハス余因テ更ニ友愛義俠ノ心ヲ励マシ敢テ弁護士ノ職ニ就キ人ノ冤ヲ訴ヘ人ノ屈ヲ解キ人ノ急ニ赴キ人ノ難ヲ救ヒ正ヲ扶ケ邪ヲ防クヲ以テ任ト为シ苟モ獲ル所アレハ以テ本校ノ費用ニ供シ生徒ヲ監督愛育シ化シテ良民ト為スヲ期シ天職ノ在ル所ニ従ヒ鞠躬尽瘁斃シテ而後止マントス然レトモ此事タル國家百年ノ大計社會永遠ノ事業ナレハ一人独力ノ能クスル所ニアラス世ノ仁人君子幸ニ余ノ微衷ヲ憐ミ義捐喜捨シテ以テ本校ノ成立ヲ贊助シ不良少年ノ道路ニ迷ヘルモノヲシテ帰スル所ヲ知ラシメ吾人ラシテ博愛慈善ノ実ヲ挙ケ無窮ノ天恩万一二酬ヒ國光一点ヲ添フルコトヲ得セシメハ何ノ幸カ之レニ若カン惓々懇請之至ニ任ヘス

明治三十年三月

三好退蔵謹白

『基督教新聞』にはこの趣意書とともに「感化学校寄付金手続」と「感化学校管理方案」も同時に掲載された。⁽¹⁹⁾また留岡は当時の日記（一八九六年）に「感化院設立ニ就キ吾人ノ熟案沈思ス可キハ、此ヲ政府ノ事業トシテ着手ス可キ乎、將又民間有志ノ事業トシテ之ニ着手ス可キ乎。日下吾人ノ頭上ニ落下シ来ル一大問題ナレバ也」とゆれる心を記録している。政府の事業としてやるか、それとも民間としてやるか、である。⁽²⁰⁾しかしこの段階では三好と民間の感

化学校設立を決断しているのである。この感化院でなく名称が感化学校として発表されていること、「家庭」はないが「学校」という二文字があるのは後の「家庭学校」を連想させるものがある。ただ共同事業と称するならこの趣意書の署名は三好一人であつて留岡の名前が披見出来ないのは疑問の残るところとしなければならない。

こうして一八九七年三月、三好と留岡を中心にして感化学校の構想が江湖に知らされ、創立に向けて船出をしたようにも見受けられ、感化事業に対して心ある人々、例えば小河滋次郎らはこの事業に対して、賛辞の論文を発表したのである。⁽²¹⁾しかし周知のとおりこの計画は順風満帆には運ばなかつた。

(三) 感化学校設立中止の内実

三好との共同計画は、留岡清男の回顧にもあるように、一年も経ないまま挫折することになる。⁽²²⁾

然るに、計画実施に至つて、互に相譲らざる激論をたたかわざなければならなかつたのは、第四の宗教教育についてであった。三好氏もクリスチヤン、彼もまたクリスチヤン、従つて、宗教教育の必要について、喰い違う筈はなかつた。喰い違つたのは、院内の宗教教育の是非ではなく、外部の一般社会に対して、キリスト教教育を標榜することについては是非であつた。三好氏は、一般社会はキリスト教を嫌い、異端視しているから、キリスト教教育の看板を掲げて、公然とこれを標榜するのは、得策でない、と主張した。これに対して、彼は、事業の生命である基督教をかくして、何の教育ぞ。キリスト教の看板をおろす位なら、感化院をやらぬ方がよい、といつて、譲らなかつたのである。清浦伯は三好氏と彼との間に立つて、八方手をつくしたが、ついに妥協ならず、二人は結局袂をわかつに至つたのである。

同じキリスト者でありながらこの「決裂の謎」の実体とは如何なるものであつたのか。単にキリスト教の問題のみであつたのか。しかし換言すればこの決裂こそ家庭学校を創設する重要なモチーフであることは言うまでもない。さて、ここで三好との関係が決定的になつた原因の一つ、東京養育院感化部の設置について若干考察しておく必要

がある。東京養育院感化部設置の淵源は一八九一年の「市内浮浪少年悪化の事情」調査以来の懸案であった。日清戦後⁽²³⁾の貧困児童の悪化を背景にして議論が煮詰まつてくる。とりわけ一八九七年一月の英昭皇太后崩御の際の下賜金を基本財政にして、同年一〇月二五日の市会に於いて感化部設置の決議と恩賜金を感化部基金とすることが確定した。翌年になって感化学校を計画し事務所を開いていた三好に対し、知事久我侯爵と渋沢栄一の交渉の結果、「本部設立の為め協力せられん事を約せられ」、二月二五日には「三好氏を推薦して本部顧問を嘱託せり」とある。⁽²⁴⁾『東京日々新聞』によれば、三月九日、養育院委員長渋沢栄一及び委員は府下の新聞記者を帝国ホテルに招き、計画の大要を演説した。当然三好も来会している。そして「渋沢氏は三好退蔵氏を来会の人々に紹介し、氏は感化学校設置の経画を為し、予に賛同を求められたるが、予亦感化部を起さむとするの志あり、依て氏に説くに私人の事業に盛衰の激変あるは免るべからざるの数なるを以てし、予等と合して尽力せむことを勧めしに氏亦之を諾し、終に感化部の顧問となりしことを披露す」とある。そして三好は「氏の「渋沢の」言により一私人の事業は一時如何に盛大を極むるも、創立者若し此世を去るの後は盛衰実に測るべからざるを感じたること、養育院の事業と感化事業とは其性質に就て多少相異なる所あり、此点に就ては苦心する所ありしも、感化事業の急を要すると、同一の事業を双方に分れて經營するの不利益なることを思て、終に感化部の顧問となり、当初の目的を達することを説き」と報じられている。これによれば三好は二月末の段階で既に養育院に就くことが決定しており、民間より、財政的にも、經營上安定した公立の施設でやつていく意図を明確にしていることが窺える。

三好は『東京市養育院月報』第一号に「本院感化部設立に就て」という演説で次のように語っている。

当時余は先づ東京府下に一の感化学校を設け歐米諸国感化学校の規定を斟酌し教授方法を定むるの見込なりしも其創立及維持の経費に至ては余の微力固より之を弁するに足らざるが故に之を世の仁人君子に訴へ其賛成を得て余の目的を達せんと欲し先づ之

を渋沢栄一に謀れり然るに氏は當時恰も感化部創設の計画中なりしを以て直ちに同情を表せられしは勿論東京府下の不良少年を収養教育して犯罪を予防せんとする目的は全く余と同一なりしと雖ども氏は之を養育院の一部として東京市府監督の下に事業を經營せんとし余は之を一個人の私立学校と為さんとするの点に於て其方法に関する意見異にせり因て反復論談數回交渉の末余は大に氏の広義心に感ずる所あり且つ時の東京府知事久我侯爵の周旋する所ありしが故に断然余の計画を廃して渋沢氏の意見に従ひ氏と共に東京市公共団体慈善機関たる養育院感化部の嘱託を受け指揮經營漸く今日の事業開始を見るに至れり

これによれば、三好は經營資金のため渋沢栄一に近づき、結局は渋沢の広義心と財力、加えて公的機関の長所に頼つたことになる。いわば三好の方が現実的な選択をしたともいえる。三好は一八九八（明治三一）年一月二五日、東京養育院の感化部顧問に就任した。三月八日、寄付金募集の協議がなされ、同月二九日、渋沢を委員長、三好を顧問とし江湖の篤志家にその趣意書が配布された。その文中には「若し之「非行少年」を自然に放任して顧みざる時は則自暴自棄の極危を冒し陥を躊躇み、罪を犯して自ら省みず、甚たしきに至ては徒を集め党を結び、社会の安寧秩序を壊乱するに至るも亦知るへからず、是れ本院が今日を期として不良少年を收容教育し、以て惡漢兇豎の萌芽を未然に防遏し、倫常徳義の扶植に就て幾分裨補せむと欲するの挙ある所以なり」⁽²⁸⁾とあるように、その文中には治安的なニユアンスが垣間見られ、またこの事業が皇室の下賜金を許になされるという性格からか、「皇恩の優渥なる」といった皇室に対する文言が多く見受けられる。ここにはその顧問となつた三好の思想が反映していると想われるが、既述した感化学校の趣意書と同様、感化事業に対して非行少年の教育的配慮というより、治安的発想が前面に出ている点に注目しなければならないだろう。つまり留岡と三好は感化事業に対しても若干の考え方の差異が見受けられるのである。即断は避けたいが二人の共同計画の破綻の本質にはこの点もあつたのではないかと推察される。

このようにして留岡との共同路線は確実に頓挫したのである。ちなみに山本徳尚も東京養育院に就いている。そして九〇〇年七月二二日には東京養育院感化部の開始式が行なわれた。そしてこの感化部は一九〇五年一〇月、養育院感

化部井の頭学校となる。

さて、このキリスト教主義は一八九八年の同志社問題についての彼の徹底した考え方にも窺えるのである。留岡が「同志社綱領」の削除に對して徹底的な批判をしたのに對して、三好は例え九八年三月二六日、青年会で「余ノ考ハ法律上ハ少モ誰モ云フコトハ出来ナイ。同志社々員会ノ決議ニ向ツテ取消セト云フガ、ドウシテその様ナ権利ガアル乎⁽²⁹⁾」と演説している。この同志社問題に對しても留岡と三好は対立した意見を持つていたのである。そこには「キリスト教主義」を標榜するや否やについての両者の根本的な対立が見いだされるのである。そして巢鴨監獄教誨師事件において有馬四郎助とともに仏教側から批判的にされても、毅然として教誨師を続けていた留岡の性格がそれを証明するものであった。⁽³⁰⁾

次にこの三好との關係のなかで從来殆どといつていいくほど言及されなかつた山本徳尚について若干論じておくことにしてよう。山本は同志社の出身でどちらかといえば留岡に近い存在であるが、ここでは三好との關係で重要な位置にいることに注目しておかねばならない。

山本徳尚は一八七〇（明治三）年一〇月五日、伊予松山に生まれている。⁽³¹⁾ 小学校卒業後、松浦政泰の海南英学校に学ぶ。同氏の慇懃により、七八年九月、同志社普通学校二年に編入することになる。ちなみに同志社時代、石井十次が同志社病院に入院した時、彼にウイリアム・ブースの著を翻訳し聞かせたことは有名なエピソードである。一八九二（明治二五）年七月、同志社を卒業し、同校神学部に入り、九五年六月卒業した。そして北海道集治監の招聘に応じ、網走分監の教誨師として赴任する。しかし同年、原胤昭、牧野虎次らとともに連袂辞職をし東京に起居する。この時三好との邂逅があつた模様である。山本の回顧には、九五年暮れ「當時の大審院長であつた、三好退蔵氏に御目にかかつたところが、種々談話の末感化院設立の事につきて懇談あり、結局留岡君の帰朝を待ちて着手の事に打合

(32) 「せ」とある。そして「三好氏が事業を開始せられなば、いつでも帰京する考へ」を持って前橋の共愛女学校にて暫時教鞭をとり、留岡が帰朝し三好の感化学校設立の事業に「三人一緒」の体をもって参画することになるのである。山本はキリスト教との問題については「意見の相違する処は、感化教育の道徳的基調は基督教によるべきものである事を天下に声明するや否やの問題に関してであつた。三好氏は我々が基督教徒なるが故に基督教によりて教育する事は申迄もないが、斯かる事を世間に声明する必要はない。尚又斯かる事をなしては計画が、宗派的となりて一般の人々より誤解せられ、却て設立上多大の困難を来すとの意見であり、余は自分自身の信仰上の立場よりも、何を殊更に基督教によらなければならぬ事もなく、又從てそれを世間に声明する必要ないと考へたが、留岡君は断々乎として基督教による教育ならざるべからず、從て公然之を天下に声明せざるべからず、と主張して一步も譲らない、遂に相別かるの不得止に立至つたのである」と述懐している。⁽³³⁾ 更に山本は「私は神学校時代以来宗教観に変化を來し、普通の基督者とは考へ方が違ふやふになり、北海道に於ける教誨の時にも大学や論語を主題としてゐたやうな心境であつたし、其の後も以前として同様の心境であつたから、三好氏の説に賛成だつたのである」と當時を振り返つてゐる。⁽³⁴⁾ この件につき三好は山本に相談をしたが、山本は「彼は比較対照の上、私は遂に渋沢さんの説に賛成したのであつた。三好さんもやがて左うと腹を極められ、そして其れが遂に実現⁽³⁵⁾するに至つたと述懐している。このように留岡と三好はキリスト教を世間に標榜するか否やにおいての齟齬から決別し、山本も旧友・留岡でなく三好に付くことになつたのである。

そして山本も三好の勧めで養育院に入り、感化事業に携わることになるのである。ちなみに以降、山本は東京養育院感化部で感化事業の業務に就き、そして後に実業界に転身する。しかし山本と留岡の交誼は変わらず続いていく。最後に三好の現実的な対応をあくまで主義として譲らなかつた留岡の志とは一体何であったかを見ておきたい。彼

留岡幸助と家庭学校の創設

の日記の「感化学校の旗幟鮮明⁽²⁾」という文章にそれは明確に論じられている。留岡はここで七つの視点から「」が依拠する立場を表明している。第一として感化学校の生命力は「活けるキリスト教」である。募金の便宜でもって概則よりその文字を抹殺することは神に対して忍びないことである。第二にキリスト教主義を抹殺することは「精神上」生きわめて面白くないことである。第三に「精神的事業は永遠に発達」すべきものであって、目先の成功だけで判断すべきものでない。第四に事業をなすについての秘訣は旗幟鮮明でなければならない、第五にキリスト教という旗幟を鮮明にすることによって、世界を相手にすることになり、むしろ義捐するものは増加するという逆の現実的判断、第六としてキリスト教主義を明確にすることは「度量狭隘」を決して意味しない、そして最後に「吾人は神の名を隠して何事をも成し能はざるを信ず」と、決断し、断固たるキリスト教主義の姿勢を崩さなかつたのである。

以上から一八九七年三月、感化学校の設立趣意書を発表したものの、資金調達の際のキリスト教主義の標榜の問題で二人に齟齬が生じていき、翌年二月には三好が養育院感化部顧問となることで決定的になる。しかしそれ以前から留岡も自分の道を模索していた様であつて、二人は各自で道を探し求めていたその結果が決別という形として具現化したものと考えられる。そしてここには標榜を含めた「キリスト教主義」という決定的な哲学の相違が有つたことは間違いない。また感化事業についての考え方にも基本的な部分に於いて二人の中には一致を見ない点が在つたのではないか、かつたか。そして留岡が独自の施設を造るために、次章で述べるように、留岡の志を靈南坂教員を中心に有馬、河上新太郎、奥江清之助、吉村鉄之助ら周辺に居るキリスト者が支えていかねばそれは実現不可能なことであつたことは言うまでもない。

- (1) 『東京府社会事業協会々報』一三一九（一九二一年九月）、牧野虎次編『留岡幸助君古稀記念集』（一九三三）三四一三（五頁）
- (2) 三好退蔵の略歴については高鍋町史編さん委員会『高鍋町史』（一九八七、高鍋町）一一九二一一九三頁、及び高鍋町社

会教育課『高鍋の先賢』（一九九一、高鍋町教育委員会）九一—九二頁、等参照。

(3) 『日本キリスト教歴史大事典』（一九八九、教文館）一三七六頁。しかし彼の講演「我が基督教の閱歴」（『福音新報』第一二五号）では「而して余はストーブオルド、ブルーク氏より領洗せり。当時は宗派等の事を解せざりしが、后も其人のユニティアン派に属せる者なりし事を知れり」と述べている。

(4) 『感化事業之発達』（一八九七、警醒社）「序」
(5) 『福音新報』第七九号（一八九七年一月一日）。またこの『福音新報』の報告の中で、この施設は多分「改善学校」と名付けられる、と記されている。

(6) 『福音新報』第一二五号（一八九七年一月一九日）。『基督教新聞』第七〇八号（一九八七年三月一二日）によれば「前の大審院長三好退蔵氏は今回自ら弁護士となり各種の法律事務に従事せらるべしと云ふ当世の名士朝官を辞して民間一個の事業に従事せらる以て弁護士の地位を高からしむるに足ると同時に氏の如き公正廉の士に依頼して曲直の弁護を依頼するを得るは一般社会の幸なりと云はざるべからず同氏の感化院設立の孝既に一世の美挙たるに今自ら弁護士として自ら其の労を取らるゝに至りては其の高風眞に欣すべし」と三好の弁護士への転身、感化院設立運動を美挙として報じている。

(7) 矯正協会編『留岡幸助日記』第一卷（一九七九、矯正協会）三九五頁
(8) 『人道』第一九二号（一九三〇年二月一五日）

(9) 矯正協会編『留岡幸助日記』第一卷（一九七九、矯正協会）五六二頁

(10) 矯正協会編『留岡幸助日記』第一卷（一九七九、矯正協会）六二九一六三〇頁。当時の同情会員のメンバーは主に「北海道バンド」とその周辺の人々と丹波教会員である。そして石井十次も入っている。

(11) 『基督教新聞』第六九三号（一八九七年一月二〇日）
(12) 『基督教新聞』第六九四号（一八九七年一月二七日）

(13) 矯正協会編『留岡幸助日記』第一卷（一九七九、矯正協会）六四三一六四四頁参考。この「感化学校概則」は後の「家庭学校概則」とかなり類似している面もあり、恐らく留岡が原案を作成したものと思われる。

(14) 『基督教新聞』第六九九号（一八九七年一月八日）矯正協会編『留岡幸助日記』第一卷（一九七九、矯正協会）六四〇一六
(15) 『基督教新聞』第六九九号（一八九七年一月八日）矯正協会編『留岡幸助日記』第一卷（一九七九、矯正協会）六四〇一六
四一頁収載の「余の企図する感化学校」という記事は三好の演説であろう。

留岡幸助と家庭学校の創設

(16) 『福音新報』第七九号（一八九七年一月一日）

(17) 『基督教新聞』第七〇九号（一八九七年三月一九日）

(18) 感化学校の設立趣意書は当時のジャーナリズムに掲載されている。『福音新報』は第九〇号（一八九七年三月一九日）で載しているが、文面は『基督教新聞』と同じだが、「漢字とひらかな」である。同様なのは『太陽』三一七（一八九七年三月）である。また『社会雑誌』第一号（一八九七年四月一日）収載の「趣意書」の文は、上述の文章が一部省略されている。しかし『社会雑誌』には「概則」が掲載されている。「概則」には「本校の目的は官庁の説諭に依り又は一私人の勧誘又は父兄の嘱託を以て送り来りたる不良少年を父兄を代りて教養するにあり、生徒教養の方法は専ら職業を授け加ふるに徳育智育体育及び宗教を以てす但し宗教は基督教に拠る、職員を分つて校長副校長幹事教師医師家長家母及び家母補とす、入校者は年齢八歳より十六歳に至る少年とす、入校者の性質は「改心し難き少年又は品行不正なる者」、「浮浪漂泊の少年」、「不道徳なる父母の許に在りて適当の教育を受ける能はざる者」、「犯罪の傾向ありと雖も改良の見込ある者」、最上級にあるか又は在校二年以内の生徒と雖も校外の良家庭に委託することを得る場合又は職業上徒弟となすの必要を認むる時は校議を経て特に出校せしむることを得但し校長之を監督す」とあり、『留岡幸助日記』第一巻六四三一六四四頁の「感化学校概則」と類似点がみられる。またこの概則は「家庭学校概則」とも共通点が多くあり、留岡の考え方に入っているものと推察される。

『基督教新聞』第七〇九号に依れば「感化学校管理方案」とは以下のとおりである。

(19) 第一款 募金方法

第一項 創立費ハ金壱万五千円ヲ予定額トシ可成少數ノ有力ナル慈善家ニ依頼シテ出金ヲ求メ維持基本金ハ広ク内外人ノ義捐金ヲ募集スル見込

第二項 義捐金ハ多寡ニ関セス一時又ハ数回ニ分チ明治三十年三月ヨリ三十一年二月ニ至ル一ヶ年内ニ募集スル見込但シ年賦ハ五ヶ年ヲ限ル

第二款 維持方法……略……

第三款 生徒収養方法

第一項 八歳以上十六歳ニ至ル不良ノ少年ニシテ検事局又ハ警察署又ハ監獄署ノ説諭ニ依リ送り來リタルモノ及ヒ一私人ノ勧誘ニ依リ入校ヲ望ムモノ又ハ父母其他親族等ノ嘱託ニ依リ入校ヲ求ムモノヲ収養ス
但シ検事局及警察署監獄署ヘハ予メ請願シテ許可ヲ経ルノ見込

第一項 生徒ハ当分百名ヲ以テ定員トシ卒業期間ヲ二年トス

……以下略……

- (20) 矯正協会編『留岡幸助日記』第一巻(一九七九、矯正協会)六三九頁
- (21) 小河滋次郎は『監獄雑誌』八一三、四に「三好退蔵氏創立の感化学校に就て所感を記す」という論文を書いている。その中で小河は「殊に名望ある三好君其人の如き大家が自ら率先して此事業に献身せられたるは前途、最も好希望なりと云ふべく」云々、そして「余輩か三好君創立の感化学校の美等を歓迎し併せて政府当局者及び広く余の仁人義士の同情を喚起せんと欲する者亦た實に此に外ならず」と賛辞を送っている。ちなみに『社会雑誌』第三号でも「I.K生」による「三好君感化学校創立之趣意に就て」という論文が掲載され「救世の大美學」と評価されている。
- (22) 留岡清男『教育農場五十年』(一九五六、岩波書店)一七頁
- (23) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第一四巻(一九五九、渋沢栄一伝記資料刊行会)三六八頁。尚、東京養育院については『東京養育院一〇〇年史』も参照した。
- (24) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第一四巻(一九五九、渋沢栄一伝記資料刊行会)三六九頁
- (25) 『東京日々新聞』第七九二〇号(一八九八年三月一三日)、前掲書三六七—三六八頁収載
- (26) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第一四巻(一九五九、渋沢栄一伝記資料刊行会)三六八頁
- (27) 『東京養育院月報』第一号(一九〇一年三月一〇日)
- (28) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第二四巻(一九五九、渋沢栄一伝記資料刊行会)三七三頁。また九八年三月の「感化部ノ設置」という資料でも「抑々不良ノ徒ノ害ヲ社会ニ及ホスハ今更ニ言フヲ待タサル所ニシテ、社会良民ノノ之カ為ニ損失ヲ蒙ムルノミナラス、警察ヲ煩ハシ、延テ以テ累ヲ國家ニ及ホスニ至ル」(前掲書三四五頁)と論じている。
- (29) 矯正協会編『留岡幸助日記』第一巻(一九七九、矯正協会)六七六頁
- (30) 巢鴨教説事件と留岡については、拙稿『靈南坂教会牧師時代の留岡幸助』『高野山大学論叢』第二八巻を参考されたい。山本徳尚の経歴については、『人道』第三〇一号(一九三〇年一月十五日)収載の「故人の履歴」や『同志社校友同窓会報』第四六号(一九三〇年一〇月)収載の追悼文等参照。
- (31) 『人道』第二五四号(一九二六年一二月十五日)
- (32) 『人道』第二九二号(一九三〇年二月一五日)
- (33) 『人道』第二九二号(一九三〇年二月一五日)

- (34) 『人道』第一五四号（一九一六年一二月一五日）
(35) 『人道』第二九二号（一九三〇年一月一五日）
(36) 『人道』第二九二号（一九三〇年二月一五日）
(37) 矯正協会編『留岡幸助日記』第一巻（一九七九、矯正協会）六九六—六九七頁。またこの文面から募集の理想金額は一〇万円であった。しかし三好が幾ら集めたかは不明である。

三 家庭学校の創設をめぐって

（一）家庭学校の創設の経緯

三好との計画が決裂したのち、留岡は自己の信念に合致した新しい感化院—家庭学校を創設することになるが、ここで具体的にそれが創設される迄を見ておこう。三好退蔵との感化学校構想を断念し、独自にその構想実現へと持つていったが、三好と比較しても若輩の一介のキリスト者がこの創設に向うには、相当の情熱とエネルギーがなければならぬ。加えて周囲の人々の暖かい協力がなければ到底実現しない事業であったことは想像に難くない。

さて、一八九八（明治三一）年二月二十四日の有馬の日誌には「留岡川上山本等ト共ニ感化院布地探険ニ渋谷日黒村ヲ観ル」とあるように遅くともこの時点では留岡は三好と袂を分かつて独自に土地の選定に入っている。ここでの川上とは河上新太郎、山本とは山本徳尚と思われる。この年は夏以来、巣鴨教誨師事件に巻き込まれるが、ようやく翌年初めになつて展望が開けてくる。

一八九九（明治三一）年一月、留岡は東京巣鴨に三千五百坪の土地を得て、新しい施設の創設が具体化していく。これを留岡の回想に依れば「然るに明治三十二年一月、巖本善治、松村介石、吉村鉄之助、内村鑑三、故エム・エ

ル・ゴルドン、奥江清之助、デー・シー・グリイン、小河滋次郎、田村直臣、有馬四郎助、John S.Pierson Esq. 河上新太郎、畠一岳、若山茂男、諸氏の賛成と助力とに依り、密林を以て蔽はれたる三千五百坪の高燥なる敷地を巢鴨村に得ることとなり、同年十一月、一不良少年を余が家庭に引き取り、亡妻と共に之を教育し、明治三十三年三月に及び第一家族（新校舎）⁽²⁾落成するに至り、更に三名の不良少年を収容し始めて家庭学校なるものを開設するを得たり」となっている。次に家庭学校の設立準備についてみていくことにしよう。有馬四郎助の日記『要録』より一八九年の家庭学校に関する主なる記事を拾つてみると以下のようになる。

一月一日 留岡氏ヲ訪ヒ小河兄ト共ニ鼎座感化院其他ノ事ヲ相談ベ

三月二六日 早朝ヨリ東京向フ佃君ト共ニ留岡氏ヲ訪ヒ山本伊庭両氏ト閑談相携ヘ感化院用地ヲ視查ス

一七日 留岡氏ト共ニ内務省ニ小河山上氏ニ面談ス監獄改築ノ件ニテ再ヒ吉村氏ヲ芝新任町ニ留岡氏ト共ニ訪問感化院用地借入ノ事ヲ相談ス同氏粗承諾ス任狹談懐相親ムヘキノ人物昼餐ノ饗應アリ

四月 五日 留岡兄ヨリ感化学校用地買入三千百七拾五円ニテ約成リン旨來書

一七日 巢鴨官舎一泊感化学校ノ用地費買負担ノ件相談ス

金式拾六円留岡氏ヘ払戻元利共但感化学校寄付金頭金

五月一四日 家庭学校ヘ本月ヨリ金式円出ス

七月 四日 家庭学校ヘ六月分寄付金二円送ル

九月二六日 留岡氏ヨリ電話学校ノ事並ニ夫人入院ノ事

一〇月八日 家庭学校九月分約金払込

一一月八日 留岡兄ト共ニ奥江氏旅宿ヲ訪ヒ家庭学校建築ノ事相談ス

三〇日 一月分家庭学校経費弐円領収書來

一一月 五日 留岡兄へ家庭学校費用ノ件發信

一五日 奥江君へ家庭学校費用ノ件發信

一七日 奥江君ヨリ一千円迄ハ支出スト返事

これらから推察するに土地を取得する目処が就いたのは一八九九年一月で、三月末に資金の目処がついた模様である。ちなみに留岡の回顧によれば、土地を勧めたのは巖本善治で土地の所有者は山本忠次郎という人物である。「そこで私の購入れる土地は学校にしたいのであると云ふと、山本氏はそれならば少々安くても可なり、是非買ってくれとの事で、三千六百坪を三千二百円で相談が出来た」と。また五月の記事に家庭学校という文字がみられ、四月頃から寄付金を募集していたようである。そして一一月初めに建物の建築計画に執りかかり、校舎は翌年に完成したものと思われる。また当初、一人の少年を自分の家で預かったのが、一一月二三日でこれが家庭学校の創設日となつていて考えられる。

留岡は『家庭学校』という著書を一九〇一年六月、警醒社から出版している。その中で「本校の恩人」として名を挙げているのは、吉村鉄之助、ジョン・エス・ピアソン、奥江清之助、有馬四郎助、田村直臣、故博士エム・エル・ゴルドン、高野重三、河上新太郎、博士グリインらである。ちなみに家庭学校創設費として計上されているのは四四〇〇円で、外国有志寄付金として一〇〇〇円、これはゴルドンと思われる。個人としては吉村鉄之助（一四〇〇円）と奥江清之助（一〇〇〇円）の二人が挙がっている。⁽⁴⁾ 資金面からいっても当然この二人は「恩人」であることは当然であろう。ゴルドンとは同志社時代からの恩師でもあり、以下功労のあつた吉村と奥江について若干言及しておこう。

吉村鉄之助（一八五八—一九三七）は一八五八（安政五）年八月一日、滋賀県大津に生まれた。一八八四年に大阪の島の内教会で、上原方立牧師より洗礼を受けた。改心した後、家業の三昧線屋を廃止し、今村謙吉の福音社に入った。しかし米相場に手を出し財産を失い、一八八六年四月、結局夫人と共に東上することになる。当初、田中製作所（芝浦製作所の前身）に入所し、その後一八九一（明治二十四）年七月、吉村商会を設立するのである。商会の主力を電気事業と国産奨励に努め、折からの日清、日露戦争で大なる気運を勝ち取ったのである。以降彼は大日本電球株式会社、帝国電灯株式会社等を設立し、また大正時代には故郷大津より代議士として政界でも活躍することになる。吉村の性格は太っ腹で何人に対しても城府をもうけなかつたし、組合教会のキリスト者で彼の援助を受けたものも少なくないと言われている。留岡と吉村と如何なる出会いがあつたかは、不明であるが同じ東京在住の組合教会系の知己同志であつたことは推察される。留岡の事業を援助する義侠心が彼に働いたことは想像するに難くない。吉村は留岡の家庭学校設立用地費として、「夫人名義の時金を傾げ⁽⁵⁾」二四〇〇円を貸与したのである。当時としては個人の拠出としては大金であり、吉村も開業八年目として容易ならない金額であった。

奥江清之助（一八五五—一九三九）は一八五五（安政二）年六月三日、江戸に生まれている。一八八七年六月、日本木会社に入社している。社長は渡沢栄一である。一八八九年一月二〇日、大津にてラーネッドより受洗し、キリスト者として生きる決心をしている。奥江は大倉組で働き、一九〇八年渡米することになる。カリフォルニアのリビングストンで農場を経営し、米国で成功した。奥江は家庭学校創設当初より、その經營に尽力している。ところで留岡と奥江との出会いは靈南坂教会である。奥江の夫人と留岡夏子とは神戸女子神学校での同窓でもあり、奥江が一八九六年永田町に居を構えた時以来、同じ教会であり、河上新太郎等と共に親交を深くしていった。奥江は後年「其の後同君（留岡一筆者注）は有馬氏吉村氏と謀り、遂に三好氏と分るゝ事となり、我儕も勢援をなすに至つた。而して

留岡幸助と家庭学校の創設

名も家庭学校として創始するに至り巣鴨の地に三千六百余坪の地を得た。是は吉村鉄之助氏の大なる援助であった事を知る。斯くて其の後も種々なる御相談にも与りました」と当時を回顧している。次に家庭学校の草創期に関わった人々をとおして、創設当時の状況について見ていくことにしよう。

家庭学校の教員として最初に赴任した上野他七郎は後年「家庭学校創立当時の思ひ出⁽⁷⁾」という文章を書いている。それによれば、上野が留岡に出会ったのは九九年夏、関西学院で開催されたキリスト教青年会主催の夏期学校においてである。そこで留岡は近く感化事業（家庭学校）を自ら行なうと表明し、同志を募った。信仰間もない上野は留岡に書簡を認め、上野は「ぼろ行李一個」を携えて東上したのである。上野は当時の創立直前の家庭学校の校地の状況を、「黄昏近い頃であつたので、晚餐の時間を利用して此の付近を探り見んと思ひ、庭に出づれば一面の栗林、（此の栗こそは他の幾多の問題を惹き起したものであつたが）裏口に出て見れば、見渡す限り畠で、付近には一軒の農家さえも見当らず遙か彼方に巢鴨監獄（今の刑務所）の赤煉瓦塀が屹然として建つて居るのが見え、夕日を浴びた富士の清い姿が其の横手に瞭然と見られた」と表現している。上野は一ヶ月間は留岡の勧めで東京市内の慈善事業を視察してまわり、開校の準備をした。そして「十一月二十二日の夜、先生が外出先から帰られて、明日一人の生徒の入学を受けたからやつてくれるやうにとのことで、始めて一人の生徒を迎へることになり、此の日が家庭学校の開校記念日となつたのである」と回顧している。留岡は少なくとも一八九九年五月には、もう具体的に家庭学校の開校を表明しており、家庭学校への寄付金も四月から集まっている。そして上野の回想からも窺えるように、当時の巣鴨は自然が一杯で、栗園に囲まれた家庭学校の敷地であった。しかしその場所が家庭学校らしくなるのは翌年のことである。また家庭学校草創期について小塩高恒も種々の文献で当時を回顧している⁽⁸⁾。敷地の中に一軒の茅屋があり、そこに留岡の家族が移転し、一名の教師（上野他七郎か）を招聘して教育上の調査をさせ、一一月二二日に、一名の少年

を収容した。当然、校舎もなく「広い栗林の中に、只一軒の茅屋即ち留岡校長の住宅があつた計りでありますから、生徒も教員も留岡の家族同様、寝食を俱にして、或は学課を学び、或は労働に従事して居りました」「学校と云ふのは名のみ、其実は混沌として、固より何等の組織もなかつたのであります」と言うような状況であった。こうして一八九九（明治三二）年は「混沌の裡に整理を夢みつゝ、永遠の望みを乗せて流るゝ」かのように過ぎ去つていつたのである。

（一）家庭学校の創設

いのうに一八九九（明治三二）年一一月二三日、一人の生徒を以て事業が開始（創設）されたのである。場所は東京府北豊島郡巢鴨村大字巢鴨二六一七番地に位置した。そしてその直前に設立趣旨書が発表されたのである。この設立趣旨書は『監獄協会雑誌』に逸早く発表されている⁽⁹⁾。『監獄協会雑誌』に発表された理由は当時の彼の所属が警察監獄学校教授であり、該雑誌が一番関係ある雑誌であったことに依るからであろう。

抑々犯罪人の本源は不良少年にあり。欧米各国に於て犯罪人を減少せんが為に、各種の改良を為すものは其力を犯罪予防の感化事業に致さるもの殆んど稀なり。然るに我国に於ての監獄問題は稍志士の注目する所となりたるに過ぎずして、而かも適當の方法に依りて犯罪少年及不良少年を保護教育する感化事業の振起せざるは一大欠点なり。

文明各国に於て不良少年感化事業の最好成績を願はしたるものは英國と独逸にして、英國は官民協同の感化事業に成功し、独逸は其私設に於て最も成功し大に犯罪者の減少を見るに至れり。英國の如きは人口我国と殆んど等鶏たるにも係らず、犯罪者の総数僅に三万内外に過ぎず。之を我犯罪者の総数六万に比較せば、其差異して如何ぞや。畢竟彼に犯罪者少くして我に多きは素より種々の原因ありと雖、其重因として見るべき者は彼國に於ける感化事業の發達進歩に帰せざる可らず。最近の報告に依れば、英國の感化院数は二百二十九箇にして、在院者の総数概ね三万人なり。然り而して之が為に支出する経費は毎年四百五千万なりと謂ふ。四百五十万円は即ち我一年の監獄経費と相匹敵せり。畢竟英國に犯罪者の少數なるは初期に於て犯罪の萌芽たる不良少

年を救治する機關の完備せるか為なり。……（中略）……
 世多くは不良少年を改善するの難きを嘆息するものありと雖、是れ必竟局外者の皮相觀察のみ。不良少年の多くは悪むべきものにあらずして寧ろ憐むべきものなり。彼等の多くは、幼にして父母を失ひ四方に流浪し、仮令父母ありと雖も其家庭紊乱して秩序なく、實に罪惡の練習所と異ならず。彼等は實に知らず識らずの間に不善の境遇に陥るを免れず。必竟彼等に不良の傾向あるは全く之が為なり。或は天災地変に遇ひ、一家離散衣食に欠き、或は流離顛沛に際し道路に彷徨し、往々悪化せらるゝものあり。是れ豈独り其人の罪のみならんや。抑も亦境遇の不良なるが為なり。是を以て彼等をして純良正直の人たらしめんと欲せば、彼等の境遇を一転し、之をして善良なる家庭の裡に置かざる可らず。他無し、境遇の順逆如何は、即ち彼等に取りて死活如何の問題たればなり。不肖深く此に慨する所あり。自ら描らず今回不良少年の為めに家庭学校なるものを設立し、少年の開導教養を以て任じ、社会の為め聊か微力を効さんと欲す。仰ぎ希くば大方の有志慈善家諸君、余の微志を察し斯事業を完成するに賛成せらるれば、独り余輩の幸福のみならず實に社会人民の幸福なり。

明治三十二年十一月

東京府北豊島郡巣鴨村大字巣鴨二千六百十七番地 家庭学校長 留岡幸助

留岡にとってこれは明治二〇年代の北海道での集治監での体験以来の悲願であり、以来数年間志を保持し、米国にも実地遊学し、やっと結実した己が信じるところの拠点なのであった。ここにはキリスト教ヒューマニズムに根ざした非行少年への感化教育思想が脈々と披瀝されている。

留岡は『家庭学校』という著書の中で、感化院でなく家庭学校という名称の由来を「不良少年の感化は、其の境遇を善良にし、適當なる教育方法に依りて之を啓発するの外良方法なきこと明かなり。故に余は家庭にして学校、学校にして家庭だるべき境遇に於て教育するに如かずと思惟し、同一の場所に家庭及び学校の共存するものを設け、以て彼等を矯正せんと欲す。是れ取りも直さず家庭学校てふ名称の出でたる所以なりとす」⁽¹⁾と述べているように家庭と教育とを重要視した施設の創設であった。そして「家庭学校概則⁽¹⁾」を定めている。この概則の成立の時期は確定できなが、創設後それほど時間的な乖離はないであろう。その教育方針として「家庭学校概則」の第四条には「本校生徒教養ノ方法ハ専ラ職業ヲ授ケ加フルニ德育、智育、体育及宗教ヲ以テス但シ宗教ハ基督教ニ抛ル」、第六条には「本

校ノ主義ハ勤勉、独立、正直、清潔ノ四大主義ニシテ之ヲ総括スルモノハ生ケル信仰ナリ」とあるように、キリスト教主義を經營の中心的位置に置いたことが特徴と言えるだろう。それと共に第五条の「本校ハ家庭制度ニ由リテ生徒ヲ家庭的愛情ノ裡ニ薰陶スルモノトス」と記されているように、「小舎制度」を取り入れているのも先駆的な取り組みであった。

次に家庭学校の創設について、当時のジャーナリズムは如何なる報道をしたかについて見ていくことにしたい。まず、以前留岡が編集をした、組合教会の機関誌・『基督教新聞』は設立趣意書を一部引用しながら「家庭学校の設立⁽¹²⁾」として「今回有志の贊助を得て愈々多年の宿志を実行せらるゝの機を得られたるは同君の為め且は国家の為め大に之を賛せざるを得ざるなり」とし、「今回留岡君が家庭学校の名を以て家庭教育を主義となし純然たる基督教主義の家庭に於て之を教育せんとするは最も其方法の宣きを得たるものとなざる可からず。我国の基督信徒は此事業に満腔の同情を表し之を為め熱誠神に祈られんことを希望するなり」と祝し、支援をも呼び掛けたのである。

一月二二日発行の『福音新報』は家庭学校が設立されたことを報告した後、「家族制度によりて家庭的愛情の裡に薰陶して職業を授け、加ふるに德育、智育、体育及び宗教を以てする由。宗教は基督教に拠るものなり、職員に校長、幹事、教師、医師、家族長、家母、家母補に分かちて担当し、入校者は年齢八歳より一六に至る少年にて……」云々と「家庭学校概則」の内容と同様なことが記されている。この段階で「概則」が発表されたのかどうかの確証はないが、注目すべき記事であると想われる。

また『監獄協会雑誌』第一二巻第六号は「留岡氏の家庭学校始業に就て⁽¹⁴⁾」と題して「本誌前号に其設立趣意書を掲載したる留岡教授の主管に係る家庭学校は其後続々有志慈善家の賛成あり計画既に熟し、目下之が屋舎建築中の所、追々児童付託の申込之れある趣にて遅くも本年内に之が工事を竣工せしめんとの予期にて該屋舎落成の上は来年一月

留岡幸助と家庭学校の創設

表 2

學校費項												教員月俸拾貳圓三ヶ月分		備考			
雜費			需用費			雜俸給			旅惠雇給			物品費			學費		
負債利子	修繕費	地稅	登記費	通訊費	修理費	消耗費	物品費	器具費	書籍費	機械費	實物費	惠品	雇品	給品	料費	與費	
校舍落成費	地處登記費	地稅	登記費	通信運搬費	修理費	消耗費	物品費	器具費	書籍費	機械費	實物費	惠品	雇品	給品	料費	與費	
四百〇〇	四百〇〇	六九四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	
利金九月分	負債金四百四十円年八朱	大工其職人へ祝儀代	校舍校長室各修繕費	地租地方稅村稅諸負擔	添付出頭人賄費	裁判所へ地處登記ノ為メ	郵便切手はがき代	送費便切手	郵紙半紙白紙状袋綴帳厚紙朱肉等購求代	種苗並に肥料代	西洋剪刀代	「慈善問題」「感化事業」并に其他雜書代	置樹手入人夫農事人夫及筆寫人雇費	教師來任同上校用張各	教員月俸拾貳圓三ヶ月分	備考	

留岡幸助『家庭学校』（1901年、警醒社書店）「会計報告」29~31頁

事業の前途実に春の海の如きものあり吾人は一日も其開校の早かれかしと希望に堪へざるなり」と報じ、希望を寄せている。そして家庭学校の創設に関して『労働世界』は次のように報じてゐる。

文章はおそらく米国遊学時代からの友人、片山潛であると思われる。片山は「家庭学校は友人（労働者の）留岡幸助氏が大奮發をして設立する者だ、此の学校はワンペク小僧や不良少年を教育したり他日自活の土台となる職業を教ゆる誠に親切なる学校である、其目的は悪少年を善良に導き感化するのだ、罪人を減すが目的だ、今日は東京だけでも四千人の罪人が獄内で養はれて居るが彼等は皆な労働者が養ふて居るのだ、乞食や罪人は財産家の門に立て物を貰ひ富豪の財を盗みて衣食するも其実は労働者が働き出した富を遊んで食尽する者だ、今留岡氏が悪少年即ち未來の罪人どろぼう

を教育して良き労働者となし自ら働きて自活する人民としようとする実に美舉である」と家庭学校の創設に関しては賛成の意を評している。

更に翌年一月の『六合雑誌』⁽¹⁶⁾は家庭学校に関して「今氏の学校は歐州の『ホーム・スクール』の制に習ひし者にて、三千五百坪の敷地内に中央事務所を中心にして六個の家屋を建て、一家屋毎に悪少年感化に経験ある夫婦と悪少年十名を住ましめ、之に精神上の教育を施し、同時に農業活版業等を熟習せしむる組織なり、家屋も一個既に建設されし筈なれば本月より先ず十人の悪少年を収容し漸次準備の整頓するに従ひ生徒を増加し六十名位になす筈なりといふ、社会の為に慶賀すべきなり」と紹介した。

一九〇〇（明治三三）年二月になって、ようやく第一家族舎が完成し、丹波教会員の谷平吉を教師に呼び、月末には二名の少年と教師を移した。⁽¹⁷⁾追い追い生徒、教師も増え、四月三日段階で、教師五名、生徒六名となつている。同年四月の大塚素への書簡において「巢鴨ノ事業ハ、今ヤ六人ノ *unruly boys* ヲ集メ、開校式モ来月初旬ニナサント有馬兄等トモ相談整ヒ居レリ」⁽¹⁸⁾とある。

さて家庭学校を創設する為の収入は如何なる額であったであろうか。それを『家庭学校』収載の「会計報告」をとおして整理しておくことにしたい。それによれば一八九九（明治三二）年四月から十二月までの寄付金額は四四七円九八錢で物品売却代を加えた総収入額は四六六円九八錢である。そして表2が九年の「家庭学校経費支出決算書」である。支出総額は四一四円一五錢一厘でその差額は翌年に繰越された。一方、「家庭学校創立費収支決算書」は以下のことおりである。

一金四千四百円也

収入総額

内訳

留岡幸助と家庭学校の創設

金壱千円也	外国有志者寄附
金貳千四百円也	明治三十二年四月ヨリ向三年据置ニテ吉村鉄之助氏ヨリ借入
金壱千円也	同三十二年三月無期限据置ニテ奥江清之助氏ヨリ借入金
一 金四千貳百六拾円八拾錢也	支 出 總 額
金參千百七拾五円也	内 訳
金六拾円也	学校用地并ニ古家屋三棟建坪
金拾五円六拾錢也	学校用地并ニ家屋売買登録税
金貳拾錢也	借入金登記印紙代
金拾円也	筆耕料
金壱千円也	学校用地買入ニ付周旋人工謝礼
一 金百八拾貳円也	校舎壱棟(平家建坪)新築費
金八拾貳円也	収支差引金百參拾九円貳拾錢也剩余三十三年経費ニ繰越
右之通決算報告候也	基本金収入積立高
明治三十三年十二月	無名氏寄附
金壱百円也	奥江清之助殿外九名寄附
金八拾貳円也	

以上のような経費をもつて家庭学校は創設され、そして經營がなされていったのである。家庭学校の具体的な教育実践や遭遇実践、彼の感化教育思想については後稿に譲るとして、『家庭学校⁽²⁰⁾』を素材にして家庭学校の思想的基盤を確認しておこう。

留岡は感化教育において最も必要なものは「境遇を転換」することにあるとしている。その環境も都市でなく何よ

りも「天然の教育」が豊かに受けられるといふがいいとする。そして留岡は「家庭なくして真正の教育を施さんどするも蓋し望み難からん」と語るよろに「家庭的組織」「愛情の発動を待つ所」が必要であるとする。情操教育とともに「教育の基礎は身体にあり」と語るよろに、体育や作業も重視した。次に家庭学校のキリスト教主義についてであるが、「形骸ありて精神なき人間は、人にして人に非ず、学校に於けるも亦たゞ同じく形式完備するも主義精神なき学校は学校にして学校にあらざるなり。我が校の精神若くは生命と称するべきものは基督なり。語を換へて言へば基督は愛なり。故に家庭学校は愛を以て生命となす」と開陳している。そして「家庭学校は愛を以て其の生命と為し、愛の力は最も高く且つ堅固なる墙壁よりも更に一層高く且つ堅固なりと為すものなり」として、生徒と教師の信頼關係の一つの証として「墙壁」を設けなかつた。いにしへウイッヘルンの「カウベスハウフの方針」「No wall is the strongest wall, where the spirit of Christ is」の方針と類似している。そして家庭学校での重要な特徴の一つは「家族的生活の人類に大切なは、恰かも魚の水に於けるが如く、動物の空氣に於けるが如し。魚は水なくして完全なる生活を為す能はず、人も亦家族を離れて完全なる発達を為す」と難し」と述べるように「家族制度」を取り入れていふことである。一五人程度（理想としては100人）を一つの家族として「家族長」と「主婦」を置き、家族的な育みを行なつてこらうとするものである。

教育方針において留岡はペスタロッチやルソーの影響が、そしてウイッヘルンやデ・メツツの感化教育の方針等から影響を受けている。しかし、家庭学校は留岡が何かの施設を模倣したというよりも、米国の感化院の実地体験との批判的繼承、ヨーロッペの感化院についての知識だけでなく、今までの自身の体験、あるいはキリスト教といい、それらを自家樂籠中のものとして作り上げていったもののように思われる。そこには単に模倣だけでなく留岡の独創がかなり出ており、そして爾後の家庭学校の展開へと繋がつていくのである。

留岡幸助と家庭学校の創設

(1) 有馬の日誌『要録』による。

(2) 留岡幸助『家庭学校』(一九〇一、警醒社書店) 一三頁

(3) 同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第三卷(一九七九、同朋舎) 五五六頁

(4) 留岡幸助『家庭学校』(一九〇一、警醒社書店) 所収の「会計報告」三二頁

(5) 復刊『人道』第五二号(一九三七年九月一五日)。なお吉村鉄之助については、復刊『人道』第五二号の「故吉村顧問追悼号」を主に参考した。同紙で牧野虎次は「本校恩人吉村顧問を悼む」という追悼文中、「留岡幸助を始め多くの社会事業家との交情は特別親密であった」と、吉村を回想している。

(6) 牧野虎次編『留岡幸助君古稀記念集』(一九三三、留岡幸助君古稀記念事務所) 七九六頁。なお奥江清之助については、五十嵐喜広編『奥江清之助伝』(一九四〇、教文館)を主に参考した。

(7) 『人道』第一九〇号(一九二九年一二月一五日)

(8) 例えば復刊『人道』連載の「塵囂」にそれが窺える。ちなみに小塩については拙稿「小塩高恒小論—その生涯と思想」『同志社談叢』第一号を参考されたい。

(9) 『監獄協会雑誌』一二一五(一八九九年一月一〇日)。同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第一巻(一九七

八、同朋舎) 所収五三一一五三二頁。

(10) 留岡幸助『家庭学校』(一九〇一、警醒社書店) 六八頁

(11) 留岡幸助『家庭学校』第貳編(一九〇一、警醒社書店) 一五〇一一五四頁。「概則」は以下のとおりである。

第一条 本校ヲ家庭学校ト称ス

第二条 本校ヲ東京府北豊島郡東鴨村大字東鴨二千六百十七番地ニ設立ス

第三条 本校ノ目的ハ官序ノ説諭ニ依リ又ハ私人ノ勧誘或ハ父兄ノ嘱託ヲ以テ送リ來リタル不良少年ヲ父兄ニ代リテ

教養スルニアリ

第四条 本校生徒教養ノ方法ハ専ラ職業ヲ授ケ加フルニ德育、智育、体育、及宗教ヲ以テ斯但シ宗教ハ基督教ニ拠ル

第五条 本校ハ家族制度ニ由リテ生徒ヲ家庭の愛情ノ裡ニ薰陶スルモノトス

第六条 本校ノ主義ハ勤勉、独立、正直、清潔ノ四大主義ニシテ之を総括スルモノハ活ケル信仰ナリ

第七条 本校ノ職員ヲ分ツテ校長、幹事、教師、医師、家族長、家母及家母補トス

……略……

第八条 生徒ノ分類ハ小学及中学制度ニヨリテ其等級ヲ分ツモノトス

第九条 每週午前ハ学業ヲ授ケ午後ハ労働ニ就カシムベシ

第十条 日曜日及大祭祝日ハ本校ノ休日トシ日曜日ハ道徳ヲ講修シ上帝ヲ礼拝スルヲ主トシ大祭祝日ハ特別ノ集会ヲ開

キ忠君愛國ノ精神ヲ涵養スルモノトス

第十一条 入校者ハ年齢八歳ヨリ十六歳ニ至ル少年トス

第十二条 入校者ノ性質

一 改心シ難キ少年又ハ品行方正ナラザルモノ

二 浮浪漂泊ノ少年

三 不道徳ナル父母ノ許ニ在リテ適當ノ教育ヲ受クル能ハザルモノ

四 犯罪ノ傾向アリト雖改良ノ見込アルモノ

第十三条 生徒ヲ分テ（一）実費生（二）補助生ノ二種トス

第十四条 本校ノ生徒ハ校長之ヲ必要ト認ムル場合ニ於テハ校外ノ良家庭ニ委託シ又ハ職業上ノ徒弟トナスコトアルベシ

『基督教新聞』第八四九号（一八九九年一月二五日）

『福音新報』第二三六号（一八九九年一月二二日）

『監獄協会雑誌』一二一六（一八九九年一二月二七日）

『労働世界』第五〇号（一八九九年一二月一日）。ちなみに『労働世界』第一号（一八九七年一二月一日）の「労働世界の

発刊を祝す」といふ巻頭論文は三好退蔵である。

『六合雑誌』第二三九号（一九〇〇年一月一五日）

（17）『東京毎週新誌』第八五七号（一九〇〇年一月二六日）。藤本薰編『船井郡人物史』（一九一六、三丹新報社）によれば、谷平吉は一八六八（明治元）年三月一三日、京都府船井郡須知で生まれた。父は荒井佐兵衛で母は光子である。一八八一年に

谷弥兵衛の家に入り、須知小学校で教鞭を執る。八七年三月に金森通倫より洗礼を受ける。そして三三年二月に留岡の招聘を受けて家庭学校に来たのである。しかし谷は「心身の衰弱と家庭の事情」とによって、暫く働いたのち帰郷している。帰郷後は園部小学校教員となり、また徳富蘆峰に依って「郷先生」と称せられた井上半介の信任を受け、教育者として生涯を

送った。留岡とは丹波第一教会の牧師時代に親交を結んでいて、留岡が彼の人望を見込み家庭学校へ招いたものと想われる。

- (18) 同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第五巻（一九八一、同朋舎出版）四六頁
(19) 留岡幸助『家庭学校』（一九〇一、警醒社書店）「会計報告」三二—三三頁
(20) 留岡幸助『家庭学校』（一九〇一、警醒社書店）

結びにかえて——留岡夏子の昇天

夏子は少女の頃より留岡幸助の許婚として、キリスト教迫害の時には幸助を助け、米国遊学の時期も岡山に居を移し、伝道活動に挺身し、子供を養っていた。留岡が帰国してからも、彼の事業は靈南坂教会牧師、『基督教新聞』主筆、巣鴨監獄教諭師としてあったが、必ずしも生活に余裕が有ったわけではない。そして暫らくは故郷高梁で別居していた。「其上母上様の感化院創立に関する意見兎角に父上様と異なるより、母上様東上の後は人知れず精神上に多大の痛苦を感じられたり」と記されているように、氣苦労が絶えなかつたのである。⁽¹⁾ 警察監獄学校教授となつてからは経済的に落ち着いた模様である。しかし家庭学校の創設と席の温まる暇のないほど、多忙を極めていた。そんな時も、夏子は彼の事業を助け、また多くの子女の教育に明け暮れていた。⁽²⁾ まさに明治時代の苦労多き慈善事業家の良妻としてその任務を全うしていたのである。しかし九年七月から入退院を繰り返し、一二月に腹膜炎に襲われ、高田病院に入院を余儀なくし、その後リューマチにも罹り再度入院していた。そしてついに四月三〇日、午後八時二十分、期せずして一致しており、留岡の從来より抱懐した事業がまさに始まろうとした時の死であった。ここでは夏子の死

について若干ふれ、結びに換えておきたい。

(3)

丹羽清次郎は『東京毎週新誌』に「故留岡夏子を弔す」と題して追悼しているが、その中で「君再四入院するや、遂に再び起つ可からざることを覺悟せしなり、而も万事を全能の主に任せて、決して憂ひ煩はず、毫も家事に就て言ふ處なく、良夫が『君は歐州より尚遠方なる処に旅行せんとせり、然れども我等も皆君の所に行くべければ、俟つあらべし』と、君静かに諾す。松村介石君の訪れたる時は、已に君の視力大に衰へ、良人が松村先生來訪せられたりと告げしに、何處にと問へり、松村君病床に就て祈禱するや、君苦を忍び静に共に默禱する所ありしと云ふ」と臨終の様子を伝えている。そして「然り而して君が其母となりて働くかれし家庭学校こそ、實に良人に遺されし好記念なれ。君が数人の少年の為めに濶がれたる一掬の涙は、長く且益々、家庭学校を温め動かして永遠に至るべし」と夏子の隠された「偉業」を讃えている。しかし留岡には一歳から三ヶ月までの六人の子供が残されたのである。⁽⁴⁾ 留岡にとつてそれは最愛の伴侶を失うという精神的な打撃であつたことに違いない。

留岡はヨーロッパにいる親友・大塚素に四月二九日付で次のような書簡を認めている。⁽⁵⁾

穀堂兄足下。今朝ハ日曜日ニテ天モ麗カニ數日前ノ霖雨ハ跡ヲ収メテ見ル可カラサルモ、僕ノ心中ニハ今朝程苦シキコトハ生命アツテヨリ未タアラサルナリ。ソハ前便ニ言ヒシカ如ク、荊妻去ル二十四日ヨリ入院、昨夜院長ヨリ恢復ス可カラサルノ宣告ヲ受ケ、僕ハ其時ヨリ愛スルモノヲ天国ヘ送リツ、アレハナリ。荊妻先刻僕ニ向テ曰ク（目ハ見ヘス）、再ビヨクナルデシヨウカト。余ハ答ヘリ、然カ信スト。然シ瀕死ノ妻ノ顔ヲ眺メツ、アルハ自己カ殺サル、ヨリハ尚大ナル痛ミアルナリ。実ニ氣ノ毒ナルハ荊妻ナリ、前途幾多ノ經營ト希望トヲ抱キナガラ止ムヲ得サルノ出立ヲ彼岸ニナサル、ヲ得サレハナリ。彼女ハ今ヤ死シツ、アルナリ。然レトモ彼女ノ靈ハ新ニナリツ、アラン。目モ見ヘス耳モ聴ヘサルナリ、氣ノ毒ナルハ彼女ナリ

文末に「此書状ハ瀕死ノ愛妻ノ顔ヲ眺メツ、『ベッド』ノ上ニテ認ム。荊妻危篤ノ電報、電話ヲ數人ノ友人ト親戚ニ送レリ。而シテ此書ヲ認ム」とあるように、まさに夏子の危篤の状態を大塚に知らせたものであった。そして大塚に

帰國を促しながらも「然シ巢鴨ハ僕ノ戰場ナリ、愈救児事業ノ為メニ身ヲ投ゼン。天父へ何時も我儕ニよきなり。仮令荊妻ノ生死ニ係ラス天父ハ常ニ僕ニ慈愛ナリ。仮令僕ニ困難ナル事業ト數多ノ士女残ルモ、此レハ荊妻ノ紀念碑ナリ、永ク紀念碑トシテ我國ニ立テシメタキナリ。僕ノ責任ハ愈ヨリ重カラム」と認めて居る。」の如く家庭学校を「荊妻ノ紀念碑」として位置付ける留岡の心中には、今までの苦労が夏子なしでは成し得なかつたこと、そして家庭学校の初步を留岡の家庭を通して出発させた想いが有つたことに他ならない。⁽⁶⁾また「人生ハ一ノ Bitter Experience ノ試験場ナリ、試験終ラハ僕モ彼女ノ許ニ至ラン。僕ハ飽ク迄モ天父ノ我儕ニ慈愛ナルコト、キリストノ救ヲ信ベ。只信仰ノ薄弱ナルヲ憾ム」と記しているのである。

」の如くに愛妻・夏子の死はいわば家庭学校の創設が叶い、ようやく留岡の畢生の事業が船出をしつゝあつた一九世紀最後の年の、不幸な出来事であつた。夏子の粉骨碎身かつ縁の下の支援が、留岡の精神的援助となつてゐたのである。亡くなる一ヶ月前の一九〇〇年三月には「感化法」が制定され、日本の感化、教護事業が軌道に乗りつつあつた時期でもあつた。その意味で家庭学校創設と夏子の死は感化事業史の上で重要な関連を持つていたと言えるのである。明治の社会事業家の影にはいつもながらその傍で事業を支えていた、目立たないが芯の強い妻を見いだすが、留岡の家庭の場合も例外ではなかつた。しかしその苦労の影に一人がキリスト教という精神的紐帶で結ばれ、家庭学校の記念碑として口が心に彫刻するという留岡の心中を想う時、いか程かの安堵を覚えるものである。

- (1) 矯正協会編『留岡幸助日記』第五巻（一九七九、矯正協会）六九六頁
(2) 当時の有馬四郎助の日誌（『要録』）には留岡夏子の病氣のことが頻繁に出でてゐる。例えは四月一日「留岡氏へ発信夫人病氣見舞同氏ヨリモ来ル」、四月二九日「留岡夫人病篤ト電報アリ直ニ出京」「留岡夫人東洋内科病院ニ於テ療養ノ容体甚悪シ」、四月三〇日「留岡夫人午後八時廿分永眠病院ニ一夜ヲ撤ス」、五月一日「留岡氏〔宅〕ニテ葬送ノ準備ニ奔走ス」、五

月11日「出京葬送ニ会スル為メ葬儀」リ深井共同墓地ニ埋葬」と認められてゐる。

(3) 『東京毎週新誌』第八七三号（一九〇〇年五月一八日）。ちなみに『東京毎週新誌』第八七二号によれば、夏子の葬儀は五月二日、午後一時より家庭学校において挙行された。丹羽清次郎（司会）、田村直臣（聖書朗誦）、和田秀豊（祈禱）、井深梶之助（説教）等が参列し、会葬者は二百余名あつたと報じてゐる。

(4) 六人の子供とは長男・敏、次男・励、三男・幸男、長女・富恵、四男・清男、五男・健助である。特に五男の健助は二月に生まれたばかりで生後間もない。

(5) 同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』第五巻（一九八一、同朋舎出版）四六頁。書簡宛先の大塚素については、拙稿「大塚素小論」『キリスト教社会問題研究』第四〇号を参看されたい。また五月六日付けの谷口嘉平宛書簡の中で「荘妻ノ臨終実ニ麗ハシタ Christian life ナリシ事ヲ喜ヒ申候」（『留岡幸助著作集』第五巻四七頁）と書いてゐる。

(6) 家庭学校にとって夏子が如何に重要な人物であったかは、留岡幸助『家庭学校』第弐編（一九〇二、警醒社書店）において、卷頭論文に横山さの子の「血祭り（故留岡幸助夫人のこと）」といふ文章が掲載されていることからも十分にそのことが窺える。